

事業に
必要な資金
(運転資金・
設備資金)
を借りたい

越前市で事業を行う
中小企業者・創業者の方へ！

中小企業等 未来開拓サポート資金融資制度

をご利用ください！

返済期間 最長 **10** 年
実質金利 **0.5%** 相当(最長5年間)です！

融資対象	越前市で事業を行う 中小企業者(小規模企業者含む)・創業者	
融資額	運転	2,000万円以内 返済期間 5年以内
	設備 併用	3,000万円以内 返済期間 10年以内 ※ただし、運転・設備併用資金の運転資金に相当する部分は、1,000万円まで
融資利率	2%【利子補給期間中の実質金利0.5% (融資利率2%－利子補給1.5%)】	
利子補給	運転	借入残高の 1.5% 相当額を 3年間
	設備	// 1.5% 相当額を 5年間
償還方法	元金均等割賦償還(据置期間:6ヵ月以内)	
申込先	福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の 越前市内の各支店	

補給
します！

【利子補給について】

毎年1/1～12/31の支払利子額に対し、毎年補給額をキャッシュバックします。
(利子補給期間:3～5年間 ※条件によって異なります。)※別途申請が必要です。

例:1年間の支払利子額が10万円の場合の補給額
 $100,000円 \div 融資利率2\% \times 1.5\% = 75,000円$ キャッシュバック
(100円未満切り捨て)
実質支払利子額は、25,000円になります。

○利子補給条件の詳細については、2ページ目をご覧ください。

お問合せ



越前市役所 産業政策課 (市役所本庁2F)
TEL 0778-22-3047

未来開拓サポート資金融資制度

■ 利子補給対象条件一覧

- ・以下の①～⑤いずれかに当てはまる場合、利子補給を受けることができます。
- ・融資申込時又は利子補給申請時まで、下表提出書類をご提出ください。
- ※利子補給申請毎に提出が必要です。

対象者	要件	利子補給を受けるための条件	提出書類
①まちなか出店促進支援事業助成金 対象企業	指定エリアでの出店等に関する工事に係る費用が150万円以上	助成金の交付決定を、融資申込日の1年前の日から初年度の利子補給申請日までに受けていること	交付決定通知書の写し
②越前市健康すまいる事業取組達成事業所	健康経営の重要性を認識し、従業員等の健康維持・増進のため、事業所自ら設定した項目を取組目標とし、達成していること	初年度の利子補給申請日までに認定を受けていること、翌年度以降については、各年度の利子補給申請日までに、申請年度の認定を受けていること (※登録申請は毎年5月末が受付〆切です。)	認定証の写し
③越前市輝く女性活躍応援団行動宣言への賛同 登録事業所	女性が働きやすい職場づくりのため、女性の活躍支援計画を作成し、積極的に取り組んでいること	融資申込時に、登録がされていること	賛同事業所登録通知書の写し
④福井県「社員ファースト企業」宣言 登録事業所	働きやすい職場環境づくりに取り組むため、働き方改革に向けた宣言、取り組み内容について県に報告していること	融資申込時に、県HPに掲載されていること	宣言書の写し
⑤環境省「脱炭素アドバイザー」配置事業所	企業の脱炭素化に向けた取り組みに関してのアドバイスができる環境省認定の資格習得者を正社員雇用していること	融資申込時に、左記条件を満たしていること	資格者証・雇用者を証する書類

●助成金、制度に関する問合せ先は次のとおりです。

- ① まちづくり武生(株) 0778-25-6802
- ② 健康増進課 0778-24-2221
- ③ 市民協働課 0778-22-3293
- ④ 産業政策課 0778-22-3047
- ⑤ 環境政策課 0778-22-5342